## インド特許法の基礎(第41回)

## ~アクセプタンス期間と聴聞手続(2016年版)~

河野特許事務所 弁理士 安田 恵

## 1. はじめに

インド特許法はアクセプタンス期間制度を採用している(第21条)。アクセプタンス期間制度は、所定の期間内に特許出願を特許付与可能な状態にしなければ、当該特許出願を放棄したものとみなす制度である。インド特許法におけるアクセプタンス期間は、<u>最初の審査報告書(拒絶理由通知書)が出願人に送付されてから6ヶ月</u>1であり(第21条、規則24B条(5))、<u>申請により3ヶ</u>月延長 $^2$ することができる(規則24B条(6))。

また、インドにおいて聴聞(ヒアリング)は、特許審査手続きを構成する重要な手続きの一つである。自然的正義の原則は「公正な告知」(fair notice)と「聴聞」(hearing)を要求している。アクセプタンス期間内に答弁を行い、聴聞(ヒアリング)の申請を行えば、聴聞の機会が付与され(第14条)、アクセプタンス期間経過後も特許出願をインド特許庁に係属させることができるとされている。ただし、聴聞は、原則としてその通知後10日~15日後に行われ、<u>聴聞後の書面による意見書提</u>出期間は15日であるため、迅速な対応が求められる。

2016年の特許規則改正<sup>3</sup>により、アクセプタンス期間及び聴聞手続の期間が全体的に短縮されており、最初の審査報告書を受理した時点から早期に対応することが望ましい。

## 2. アクセプタンス期間

図1にアクセプタンス期間の概要を示す。

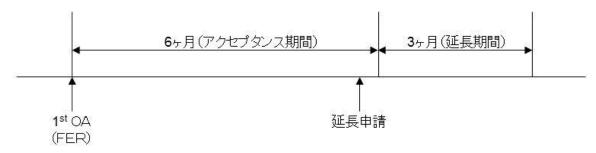


図1:アクセプタンス期間

<sup>1 2016</sup>年特許規則改正により、アクセプタンス期間は12ヶ月から6ヶ月に短縮された。

<sup>2 2016</sup>年特許規則改正により、アクセプタンス期間は3ヶ月延長できるようになった。

<sup>3</sup> Patents (Amendment) Rules 2016 (http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPORule/ 1 \_42\_1\_Patent\_\_Amendment\_Rules\_2016\_16May2016.pdf)